

平成27年7月30日

ご利用の皆様

国立信州高遠青少年自然の家
所長 下村善量

宿泊棟予約及び利用申込書等の提出期限について

日頃より、当施設のご利用、運営にご協力いただきまして、誠にありがとうございます。
この度、より多くの方にご利用いただけるよう、平成27年8月1日（土）より、
下記のとおり取り扱いを改正いたします。ご面倒をおかけすることもあるかと思いますが、
何卒ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

1. 家族及び20名以下の小団体（学校・青少年関係団体を除く）の宿泊棟予約

現行：前年の7月1日10時～利用日の40日前まで

改正：前年の7月1日10時～利用日の40日前まで。ただし、次に掲げる
期間に利用するときは、予約受付開始日をその利用日の2ヶ月前から
とします。

① ゴールデンウィーク（4月29日～5月5日）

② 夏季特別期間（7月第3週土曜日～8月末日）

2. 利用申込書等の提出期限

現行：宿泊棟を予約したうえで利用日の40日前まで

改正：宿泊棟を予約したうえで利用日の40日前まで。ただし、40日を過ぎた
場合でも、宿泊棟に空きがあり活動調整に支障がなければ、宿泊棟を予約
したうえで利用日の7日前までを提出期限とします（郵送・FAX・メール）。

（利用日の40日以降に予約する場合の注意事項）

団体の規模、食物アレルギーの対応、食事提供の可否、浴室の使用状況など、
関係者との活動調整により受入れができないことがあります。また、受入れが
可能であっても、利用日の40日前までに予約された団体を優先的に調整
しますので、活動場所や時間が希望に沿えないこともあります。